



衆議院憲法調査会ニュース

H15.3.19 Vol.47

第 156 回 国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

3月18日に、第3回の憲法調査会(通算43回目)が開かれました。

石川県において地方公聴会を開催することに決定しました。

第7回地方公聴会(石川県金沢市)

憲法について広く国民の声を聴くため、第7回の地方公聴会を石川県金沢市において開催いたします。

意見を聞こうとする問題

日本国憲法について(特に、非常事態(安全保障を含む)と憲法、統治機構(地方自治を含む)のあり方及び基本的人権の保障のあり方)

・日時：平成15年5月12日(月)
午後1時～

・場所：石川県金沢市
金沢全日空ホテル

・派遣委員：中山会長外委員9名

・意見陳述者：6名(予定)

・一般傍聴者：100名程度(予定)

意見陳述の申出、傍聴の申込み等の詳細については、裏面をご覧ください。

今後の開会予定

原則として以下の日程等によることが予定されておりますが、諸般の事情により変更される可能性があります。

日付	開会時刻	小委員会・参考人等
H15 3.20 (木)	午前 9:30	憲法調査会(条約と憲法(イラク問題・北朝鮮問題をめぐって))
H15 3.27 (木)	午前 9:00	憲法調査会(小委員長からの報告聴取及び自由討議)

これ以降の日程については、HPをご覧ください。

意見窓口「憲法のひろば」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：2049件(3/18現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1268	封書	392
FAX	232	E-mail	157

- ・分野別内訳

前文	109	天皇	76
戦争放棄	1407	権利・義務	53
国会	33	内閣	33
司法	9	財政	11
地方自治	10	改正規定	14
最高法規	8	その他	1267

- ・中間報告に関する意見：8件
複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03-3581-5875

E-mail kenpou@shugiin.go.jp

郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1

衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。

正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。

《衆議院会議録議事情報》

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm

《国立国会図書館》

<http://kokkai.ndl.go.jp/>

第7回地方公聴会（石川県金沢市）

開催要領

3月18日の憲法調査会において、石川県金沢市での地方公聴会開催を議決しました。

1. 開催の趣旨

日本国憲法に関する調査のため、仙台地方公聴会（H13.4.16）、神戸地方公聴会（H13.6.4）、名古屋地方公聴会（H13.11.26）、沖縄地方公聴会（H14.4.22）、札幌地方公聴会（H14.6.24）、福岡地方公聴会（H14.12.9）に次いで、今般広く国民の各層から日本国憲法について（特に、非常事態（安全保障を含む）と憲法、統治機構（地方自治を含む）のあり方及び基本的人権の保障のあり方）意見を聴取する地方公聴会を、5月12日（月）に石川県金沢市において開催いたします。

2. 開催要領

日 時 H15.5.12（月）午後1時～

場 所 石川県金沢市
金沢全日空ホテル

派遣委員 中山会長外委員9名

意見陳述者 6名（予定）

新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県に在住している方より一般公募を行い、意見の概要、年齢、性別、職業等を勘案の上、幹事会において選定します。

議事順序

- ・開 会
- ・団長挨拶
- ・意見陳述者の意見開陳（各15分）
- ・派遣委員から意見陳述者に対する質疑（各15分×8人）

- ・団長挨拶等
- ・散 会

議事整理等

- ・団長が会議における座長を務め、会議の議事整理及び秩序保持等を行います。
- ・会議は、衆議院における議事規則に準拠して行います。

傍 聴

国会議員、国会議員秘書、報道関係者のほか一般傍聴を団長において許可します。一般傍聴は、各会派に対する割当の外、あらかじめ事務局に傍聴を申し込み、当日傍聴券を持参した方（申込みをした本人に限る）の傍聴を認めます（100名程度）。

なお、本人確認のため、身分証の提示を求めるともあります。

3. 意見陳述の申出方法

新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県に在住する方で意見を述べようとする方は、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号、

「非常事態（安全保障を含む）と憲法」、「統治機構（地方自治を含む）のあり方」、「基本的人権の保障のあり方」の3つのテーマのうち、意見を述べようとするテーマを一つ選択し、選択したテーマ、意見の概要（当日開陳する意見の要旨を800字以内）及び「金沢公聴希望」の旨を記載し、封書又は電子メールで下記の宛先へ申し出願います。

申し出た方の中から幹事会で選定の上、通知いたします。なお、意見陳述者には旅費・日当を支給いたします。

傍聴も希望する方は、「4. 傍聴の申込方法（一般傍聴）」に従い別途お申込み下さい。

意見陳述者に選ばれた方には、開催日の2週間前頃までにご連絡いたします。

意見陳述者に選ばれた方の意見の概要については、公開することがあります。

【締 切】 H15.4.15（火）正午（必着）

【宛 先】

〒100-8960 東京都千代田区永田町1-7-1

衆議院憲法調査会事務局気付

憲法調査会会長宛

E-mail kenpou@shugiinjk.go.jp

4. 傍聴の申込方法（一般傍聴）

傍聴希望の方は、封筒の表に「金沢傍聴希望」と記載し、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒（長型3号程度）を必ず同封し、下記の宛先へ申し込み願います（1人1通に限ります）。

なお、申込み多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨申込者宛に通知いたします。

開催日の2週間前頃までに、傍聴者に選ばれた方には傍聴券を、抽選にもれた方にはその旨を記載した文書を郵送いたします。

【締 切】 H15.4.15（火）正午（必着）

【宛 先】

〒100-8960 東京都千代田区永田町1-7-1

衆議院憲法調査会事務局気付

憲法調査会会長宛

【問合せ先】 衆議院憲法調査会事務局

03(3581)5563（直通）

03(3581)5111（代表）

内線2704又は2705